

総社市教育委員会告示第2号

総社市教育委員会未就学児童給食費等支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和5年9月14日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会未就学児童給食費等支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰下において、未就学児童の保護者に対し、給食等に要する費用に相当する額の支援金（以下「給食費等支援金」という。）を支給することにより、子育て世帯への経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未就学児童 平成29年4月2日以降に出生した小学校就学前の者をいう。
- (2) 保護者 現に未就学児童を養育する者をいう。

(対象者)

第3条 給食費等支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有する未就学児童
- (2) 市外に住所を有する未就学児童のうち、教育委員会から総社市立幼稚園又は認定こども園（幼稚部に限る。）への就園を許可された者

(給食費等支援金の額等)

第4条 給食費等支援金の額は、別表に掲げる額とし、令和5年9月から令和6年3月までを支給の対象期間とする。ただし、月の初日において前条各号に規定する者に該当しない場合における当該月は、支給対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の期間内に他の地方公共団体から同様の趣旨による支援金等の支給を受けている場合における給食費等支援金の額は、当該支援金等の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第5条 給食費等支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、やむを得ない場合を除き、令和6年3月15日までに、給食費等支援金支給申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(給食費等支援金の支給)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる期間ごとに、申請者に対し、当該期間における給食費等支援金を支給するものとする。

- (1) 令和5年9月から同年11月まで
- (2) 令和5年12月から令和6年3月まで

(不正利得の返還)

第7条 教育委員会は、偽りその他不正の手段により給食費等支援金の支給を受けた者に対し、支給した給食費等支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	給食費等支援金の額
令和2年4月2日以降に出生した未就学児童	未就学児童1人につき 2,000円/月
平成29年4月2日から令和2年4月1日までに出生した未就学児童	未就学児童1人につき 4,000円/月